

改正

平成21年12月21日条例第147号

平成24年3月23日条例第19号

令和2年3月30日条例第18号

長浜市景観条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第10条）

第2章 景観基本計画及び景観計画（第11条－第18条）

第3章 景観計画区域内における行為の制限等（第19条－第27条）

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第28条－第39条）

第5章 景観協定（第40条）

第6章 景観づくり市民団体（第41条・第42条）

第7章 表彰及び助成等（第43条・第44条）

第8章 景観審議会（第45条－第47条）

第9章 雑則（第48条）

附則

わたしたちのまちには、多くの美しい景色が広がっています。姉川や高時川、余呉川等が琵琶湖へと注ぐ「水」、伊吹に連なる美しい山々を背景とした、里山、田園などの鮮やかな「緑」が広がり、自然の息吹が暮らしのなかに息づく、美しく、豊かなまちです。

また、古くから琵琶湖の水運を活かした丸子船による湖上交通や、北国街道や北国脇往還、塩津海道の往来が様々な交易を生み、様々な地域の人々が行き交う街として栄え、様々な地域の文物がもたらされることによって、長浜曳山まつりに象徴される個性的で多彩な独自の地域文化を育んできました。

こうした自然や歴史、文化が形づくる美しい景観が、このまちに住む私たちの暮らしにゆとりとやすらぎを与え、郷土への愛着と誇りを養っています。

今にくらすわたしたちが、こうした景観を貴重な資産として認識し、このまちに関わるすべての人々が相互に連携し、魅力と活力がより高まる景観となるよう、長浜の歴史、風土、個性を活かし、くらしと調和した長浜らしさあふれる景観を育くみ、次代へ継承していくため、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、長浜市における良好な景観の形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、長浜らしい景観づくりを促進し、もって魅力と活力を高めるまちづくりに資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 景観づくりは、将来にわたり受け継がれていく市民共有の財産をつくるという認識に基づき、まちづくりとして進められなければならない。

2 景観づくりは、市、市民、事業者及び市民団体が連携し、適切な役割分担と協働により進められなければならない。

3 景観づくりは、景観が自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下に行われなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 景観づくり 長浜らしい良好な景観を守り、育て、及びつくることをいう。

（2） 市民 市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者及び市内の土地、建物等を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

（3） 事業者 市内において事業活動を行う全ての法人その他の団体及び市内の土地、建物等を所

有し、占有し、又は管理する者をいう。

(4) 市民団体 主として市民により市民活動を継続的に行うボランティア団体、自治会、非営利の目的で組織された団体等をいう。

(5) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

(6) 工作物 建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。

(7) 建築等 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。

(8) 建設等 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。

（市民の役割）

第4条 市民は、自らが景観づくりの主体であることを認識し、自主的かつ積極的な景観づくりに努めなければならない。

2 市民は、市が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、景観づくりに関し、相互に協力するよう努めなければならない。

4 市民は、建築等若しくは建設等又は土地の区画形質の変更を行おうとするときは、地域の景観づくりに配慮するよう努めなければならない。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、自らの活動が地域の景観に大きな影響を与えるものであることを認識し、自主的かつ積極的に地域の景観づくりに寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、建築等若しくは建設等又は土地の区画形質の変更を行おうとするときは、地域の景観づくりに配慮するよう努めなければならない。

（市民団体の役割）

第6条 市民団体は、市民、事業者及び市と連携し、自主的かつ積極的に地域の景観づくりに寄与するよう努めなければならない。

2 市民団体は、市が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市の役割）

第7条 市は、景観づくりを推進するため、必要な施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、景観づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、市民、事業者及び市民団体（以下「市民等」という。）の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市は、景観法その他関係法令による制度を積極的に活用し、景観づくりに関する施策の実効性を高めるよう努めなければならない。

（先導的役割）

第8条 市は、道路、公園その他の公共施設の整備等を行う場合には、景観づくりの先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

（国等に対する協力の要請）

第9条 市長は、景観づくりを効果的に行うため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、景観づくりについて協力を要請するものとする。

（情報の提供等）

第10条 市は、市民等の景観づくりに関する知識の普及及び意識の向上を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市民等に対し、景観づくりに関する情報を提供するよう努めるものとする。

3 市は、市民等が景観づくりに関する情報を交換できるよう機会の確保に努めるものとする。

第2章 景観基本計画及び景観計画

（景観基本計画の策定）

第11条 市長は、景観づくりを総合的かつ計画的に推進するため、景観づくりの基本的な考え方を明らかにした景観基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、市民等の意見を聴く機会を設けなければならない。

- 3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、第45条に規定する長浜市景観審議会（同条を除き、以下「景観審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（景観計画の策定）

第12条 市長は、基本計画を推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

- 2 景観計画は、法第8条第2項各号に掲げる事項のほか、景観の形成に関し必要な事項を定めるものとする。
- 3 市長は、景観計画を定め、又は変更しようとするときは、法第9条に定めるもののほか、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。

（景観形成重点区域）

第13条 市長は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）のうち次のいずれかに該当する区域において、当該区域の特性を生かした景観の形成を重点的に図る必要があると認める区域を景観形成重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

- (1) 市民に親しまれ、市民の誇りとなる優れた景観を有する地域
 - (2) 長浜の象徴として風格と潤いのある良好な景観を創造する地域
 - (3) 既に景観形成に関する規制誘導が行われており、地域の良好な景観を積極的に保全・創造すべき地域
 - (4) 市民が主体となった景観づくりの活動が進められており、積極的な景観づくりを展開することにより効果が期待できる地域
- 2 前項の規定により指定する重点区域は、広域的に景観形成を図る必要がある区域を広域景観形成重点区域（以下「広域重点区域」という。）に、一定のコミュニティの形成が進められている地域内に限り景観形成を図る区域を特定景観形成重点区域（以下「特定重点区域」という。）に区分するものとする。
 - 3 市長は、重点区域を指定するときは、景観計画において、当該重点区域ごとに、法第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事項を定めるものとする。
 - 4 法第11条第1項に規定する土地所有者等は、市長に対し、その所有権又は借地権の目的となる土地の存する地域を、重点区域に指定することを提案することができる。
 - 5 法第11条第2項に規定する法人等は、市長に対し、前項に規定する土地の区域を、重点区域に指定することを提案することができる。
 - 6 前2項の規定による提案は、規則で定めるところによりあらかじめ第15条に規定する景観形成促進区域の指定を市長に要請し、当該区域の指定後に行わなければならない。

（景観形成促進区域協議会）

第14条 前条第4項の規定により、市長に対し、重点区域の指定の提案をしようとする者は、当該提案のために必要な調査、検討等を行うため、区域及び規約を定め、市長の認定を受けて、景観形成促進区域協議会（以下「促進区域協議会」という。）を設立することができる。

- 2 促進区域協議会は、重点区域の指定を提案する土地の区域内の土地所有者その他規則で定める者10人以上で組織されなければならない。
- 3 第1項の規約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 名称
- (2) 事務所の所在地
- (3) 区域
- (4) 役員の定数、任期、職務の分担及び選任の方法に関する事項
- (5) 会議に関する事項
- (6) 会計に関する事項

（景観形成促進区域）

第15条 市長は、景観計画区域のうち、第13条第6項の規定により要請のあった地域のうち、当該区域の特性を生かした景観の形成を促進する必要があると認める区域を、景観形成促進区域として指

定することができる。

（景観形成重点区域協議会）

第16条 重点区域内の土地所有者その他規則で定める者は、それらの区域の良好な景観の形成を図るため、規約を定め、市長の認定を受けて、景観形成重点区域協議会（以下「重点区域協議会」という。）を設立することができる。

2 重点区域協議会は、重点区域内の土地所有者その他規則で定める者の3分の2以上で組織されなければならない。

3 第1項の規約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- （1） 名称
- （2） 事務所の所在地
- （3） 役員の定数、任期、職務の分担及び選任の方法に関する事項
- （4） 会議に関する事項
- （5） 会計に関する事項

（景観計画の提案団体）

第17条 法第11条第2項の条例で定める団体は、第14条第1項、第16条第1項又は第41条第1項の規定による認定を受けた団体とする。

（計画提案に係る意見聴取）

第18条 市長は、法第12条の規定による計画提案に対する判断をしようとするときは、あらかじめ、景観審議会に法第11条第3項の計画提案に係る景観計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

第3章 景観計画区域内における行為の制限等

（行為の届出等）

第19条 景観計画区域（特定重点区域を除く。）内における法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次のとおりとする。

- （1） 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- （2） 木竹の伐採
- （3） 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積（以下「土石等の堆積」という。）
- （4） 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明（以下「特定照明」という。）

2 特定重点区域内における法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- （1） 土石等の堆積
- （2） 特定照明

（届出を要しない行為）

第20条 景観計画区域（重点区域を除く。）内における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表第1のとおりとする。

2 重点区域内における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表第2のとおりとする。

（景観計画区域内における行為の届出に添付する図書）

第21条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号に規定する条例で定める図書は、法第16条第1項の規定による届出に係る建築物等を道路その他の公共の場所から見た景観を示す図面その他の規則で定める図書とする。

（完了等の届出）

第22条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の者が同項の行為を中止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（勧告の手続）

第23条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。

(公表)

第24条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見陳述の機会を付与しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、市長は、前項の意見陳述の内容を景観審議会に報告しなければならない。

(特定届出対象行為)

第25条 法第17条第1項の条例で定めるものは、法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為のうち、第20条において届出を要しないものとした行為を除く全ての行為とする。

(変更命令等の手続)

第26条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、景観審議会の意見を聴く時間的余裕がないときは、この限りでない。

2 市長は、法第17条第6項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、景観審議会の意見を聴く時間的余裕がないときは、この限りでない。

(届出を要しない行為の指導)

第27条 市長は、重点区域内において法第16条第7項の規定により届出を要しないこととされた行為をしようとする者又はした者の当該行為の内容が、景観計画に定められた当該重点区域に係る法第8条第4項第2号イに掲げる形態意匠の制限と著しく異なるものである場合において、当該重点区域の都市景観の形成に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該行為をしようとする者又はした者に対し、当該重点区域の良好な都市景観の形成に必要な限度において、当該行為に係る建築物等の形態意匠について必要な指導をすることができる。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定)

第28条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定しようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ、所有者、占有者及び管理者の同意を得るとともに景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定したときは、その旨及び規則で定める事項を告示しなければならない。

(現状変更の許可の手続)

第29条 市長は、法第22条第1項の規定により現状変更の許可をしようとするとき、又は同条第3項の規定により条件を付そうとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。

(原状回復命令等の手続)

第30条 市長は、法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を取るべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、景観審議会の意見を聴く時間的余裕がないときは、この限りでない。

2 市長は、法第23条第2項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、景観審議会の意見を聴く時間的余裕がないときは、この限りでない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第31条 法第25条第2項の景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として修繕前の外観を変更しないこと。

(2) 消火器の設置その他の防災上の必要な措置を講ずること。

(3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

(管理に関する命令又は勧告の手続)

第32条 市長は、法第26条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告をしようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、景観審議会の意見を聴く時間的余裕がないときは、この限りでない。

(指定の解除の手続)

第33条 市長は、法第27条の規定により景観重要建造物の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、同条第1項の規定により指定を解除しようとする場合で、指定の理由が消滅したことが明らかであると市長が認めるときは、この限りでない。

2 市長は、法第27条の規定により景観重要建造物の指定を解除したときは、その旨及び規則で定める事項を告示しなければならない。

(景観重要樹木の指定)

第34条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ、所有者、占有者及び管理者の同意を得るとともに景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定したときは、その旨及び規則で定める事項を告示しなければならない。

(現状変更の許可の手続)

第35条 市長は、法第31条第1項の規定により現状変更の許可をしようとするとき、又は同条第2項において読み替えて準用する法第22条第3項の規定により条件を付そうとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。

(原状回復命令等の手続)

第36条 市長は、法第32条第1項において読み替えて準用する法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、景観審議会の意見を聴く時間的余裕がないときは、この限りでない。

2 市長は、法第32条第1項において準用する法第23条第2項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、景観審議会の意見を聴く時間的余裕がないときは、この限りでない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第37条 法第33条第2項の景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病害虫の駆除その他の必要な措置を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

(管理に関する命令又は勧告の手続)

第38条 市長は、法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告をしようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、景観審議会の意見を聴く時間的余裕がないときは、この限りでない。

(指定の解除の手続)

第39条 市長は、法第35条の規定により景観重要樹木の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、同条第1項の規定により指定を解除しようとする場合で、指定の理由が消滅したことが明らかであると市長が認めるときは、この限りでない。

2 市長は、法第35条の規定により景観重要樹木の指定を解除したときは、その旨及び規則で定める事項を告示しなければならない。

第5章 景観協定

(景観協定の認可)

第40条 法第81条第4項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。この場合において、併せて規則で定める図書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、景観協定の認可についてあらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 前2項の規定は、法第84条第1項及び第88条第1項の認可について準用する。

第6章 景観づくり市民団体

(景観づくり市民団体の認定)

第41条 市長は、景観づくりを促進するため、次の各号のすべてに該当するものを景観づくり市民団体として認定することができる。

(1) 構成員の過半数が市民であること。

(2) その活動の目的及び内容が景観計画に定められた景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針その他の事項に即したものであること。

(3) 自主的な運営により継続的かつ計画的に景観づくりに関する活動を行うと認められるもの

(4) その活動の対象となる区域の住民その他の関係者の財産権その他の権利を不当に制限するものでないこと。

(5) その活動が営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とするものでないもの

(6) その他規則で定める要件に該当すること。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体の代表者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 景観づくり市民団体の代表者は、景観づくりに関する活動の内容等に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 景観づくり市民団体の代表者は、当該認定の取消しを受けようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

5 市長は、景観づくり市民団体が第1項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、又は団体として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(景観づくりの提案)

第42条 前条の規定により認定を受けた景観づくり市民団体は、景観づくりを推進するための提案又は意見（以下「景観づくり提案」という。）を市長に提出することができる。

2 市長は、景観づくりを推進するための施策を策定し、又は実施するにあたっては、前項の規定により提出された景観づくり提案に配慮するものとする。

第7章 表彰及び助成等

(表彰)

第43条 市長は、景観づくりに著しく寄与していると認められる建築物その他のものについて、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 市長は、前項に定めるもののほか、景観づくりに著しく寄与したと認められる行為を行った者を表彰することができる。

3 市長は、前2項の規定により表彰する者を決定しようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かなければならない。

(助成等)

第44条 市長は、景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者（所有者が2人以上いるときは、その代表者）に対し、その保全等のために技術的援助を行い、又はその保全等に要する費用の一部を予算の範囲内において助成することができる。

2 市長は、前項に定めるもののほか、景観づくりに寄与すると認められる行為を行おうとする者に対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する費用の一部を予算の範囲内において助成することができる。

第8章 景観審議会

(設置)

第45条 景観づくりに関する重要事項を調査審議するため、長浜市景観審議会を置く。

(所掌事項)

第46条 景観審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) この条例によりその職務に属するものと定められた事項
- (2) その他景観づくりに関し市長が必要と認める事項

(組織等)

第47条 景観審議会は、委員12人以内で組織する。

- 2 委員は、良好な景観づくりに関する学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 この条例に定めるもののほか、景観審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 雑則

(委任)

第48条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成20年9月規則第71号で、同20年9月16日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている長浜市景観基本計画及び長浜市景観計画は、それぞれ第11条の規定により策定された景観基本計画及び第12条の規定により策定された景観計画とみなす。
- 3 この条例の施行の日前にふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(昭和59年滋賀県条例第24号。以下「県条例」という。)第10条第1項及び第2項の規定に基づく届出をした行為については、この条例の規定は、適用しない。

(6町編入に伴う経過措置)

- 4 虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町(以下「編入区域」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、編入区域において、県条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。
- 5 編入日から編入区域に係る景観計画を策定し適用するまでの間(以下「経過措置期間」という。)、県条例第9条に規定する景観計画のうち、編入区域に係る部分をこの条例による景観計画とみなす。
- 6 この条例の規定にかかわらず、経過措置期間における編入区域に係る第3章の規定の適用については、なお従前の例による。

(長浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 7 長浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年長浜市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表建築審査会の委員の部の次に次のように加える。

景観審議会の委員	日額	7,100円
----------	----	--------

附 則 (平成21年12月21日条例第147号)

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日条例第19号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日条例第18号)

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

別表第1 (第20条関係)

項目	規模
1 建築物(建築基準法第85条第5項の規定により特定行政庁が許可した仮	次の要件を全て満たすもの (1) 地上高(増築又は改築の場合にあっては、増築後

設建築物を除く。以下この表において同じ。)の新築、増築、改築又は移転		又は改築後の地上高をいう。以下同じ。)が10メートル以下のもの (2) 延べ面積(増築又は改築の場合にあっては、増築後又は改築後の延べ面積をいう。以下同じ。)が1,000平方メートル以下のもの
2 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		次の要件を全て満たすもの (1) 地上高が10メートル以下、かつ、延べ面積が1,000平方メートル以下のもの (2) 建築物の各面における外観の変更範囲の面積が当該各面の垂直投影面積(以下「見付面積」という。)の2分の1以下又は合計1,000平方メートル以下のもの (3) 太陽光発電設備又は太陽熱を利用する設備(以下「太陽光発電設備等」という。)を設置する場合にあっては、太陽電池モジュール又は集熱器の面積(増築又は改築の場合にあっては、増築後又は改築後のモジュール面積の合計。以下「モジュール面積」という。)が1,000平方メートル以下のもの
3 工作物の新設、増築、改築又は移転	垣(生垣を除く。)、柵、塀、擁壁その他これに類する工作物	次の要件を全て満たすもの (1) 地上高が5メートル以下のもの (2) 長さ(増築又は改築の場合にあっては、増築後又は改築後の長さの合計をいう。以下同じ。)が10メートル以下のもの
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物	次の要件のいずれかを満たすもの (1) 地上高が15メートル以下のもの (2) 旗ざお又は架空電線路用のもの (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のもの
	その他工作物	次の要件を全て満たすもの。ただし、太陽光発電設備等を建築物に設置する場合にあっては、2に規定する規模を適用する。 (1) 地上高が15メートル以下のもの (2) 築造面積(増築又は改築の場合にあっては、増築後又は改築後の面積の合計をいう。)が1,000平方メートル以下のもの (3) 太陽光発電設備等を設置する場合にあっては、モジュール面積が1,000平方メートル以下のもの
4 3に規定する規模の工作物の修繕若しくは模様替又は色彩の変更		外観の変更範囲の面積の合計が外観の面積の10分の1以下のもの
5 法第16条第1項第3号に掲げる行為		当該行為に係る部分の面積が1,000平方メートル(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条の区域区分の定めがない地域にあっては、3,000平方メートル)以下のもの
6 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		行為に係る部分の地形の外観の変更範囲である土地の面積の合計が1,000平方メートル以下のもの
7 土石等の堆積		次の要件を全て満たすもの (1) 堆積する土石等の地上高が5メートル以下のもの (2) 行為に係る部分の土地の面積が1,000平方メートル以下のもの又は堆積期間が90日を超えないもの
8 木竹の伐採		当該行為に係る部分の面積が1,000平方メートル以下のもの

	もの
9 特定照明	次の要件のいずれかを満たす1又は3に規定する規模の建築物又は工作物に設置する照明 (1) 各面における外観を照らす範囲が見付面積の2分の1以下のもの (2) 90日を超えない範囲で継続して設置する照明又はその照明方法の変更
10 法令に基づく許可、認可又は届出等を要する行為で規則で定めるもの	
11 規則で定める事業の執行に係る行為	
12 その他市長が景観審議会の意見を聴いて、良好な景観形成に支障を及ぼさないと認める行為	

別表第2 (第20条関係)

項目	規模
1 建築物の新築、増築、改築又は移転	次の要件を全て満たすもの (1) 地上高が5メートル以下のもの (2) 延べ面積が10平方メートル以下のもの
2 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	次の要件のいずれかを満たすもの (1) 外観の変更範囲の合計が10平方メートル以下のもの (2) 太陽光発電設備等を設置する場合にあっては、モジュール面積が10平方メートル以下のもの
3 1及び2に規定する規模を超える建築物	設置期間が90日を超えないもの
4 工垣(生垣を除く。)、柵、塀、擁壁その他これに類する工作物の新設、増築、改築又は移転	次の要件を全て満たすもの (1) 地上高が1.5メートル以下のもの (2) 長さが10メートル以下のもの その他工作物 次の要件を全て満たすもの。ただし、太陽光発電設備等を建築物に設置する場合にあっては、2に規定する規模を適用する。 (1) 地上高が5メートル以下のもの (2) 太陽光発電設備等を設置する場合にあっては、モジュール面積が100平方メートル以下のもの
5 4に規定する規模の工作物の修繕、模様替又は色彩の変更	外観の変更範囲の面積の合計が10平方メートル以下のもの
6 法第16条第1項第3号に掲げる行為	次の要件のいずれかを満たすもの (1) 行為に係る部分の面積が100平方メートル以下のもの (2) 行為によって生じるのり面の地上高が1.5メートル以下、かつ、長さが10メートル以下のもの
7 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	行為に係る部分の地形の外観の変更範囲である土地の面積の合計が100平方メートル以下のもの
8 土石等の堆積	次の要件を全て満たすもの (1) 堆積する土石等の地上高が1.5メートル以下のもの (2) 行為に係る部分の土地の面積が1,000平方メートル以下のもの又は堆積期間が30日を超えないもの

9 木竹の伐採	木竹の地上高が5メートル以下のもの
10 特定照明	次の要件のいずれかを満たす1又は4に規定する規模の建築物又は工作物に設置する照明 (1) 各面における外観を照らす範囲が見付面積の2分の1以下又は10平方メートル以下の範囲を照らすもの (2) 90日を超えない範囲で継続して設置する照明又はその照明方法の変更
11 法令に基づく許可、認可又は届出等を要する行為で規則で定めるもの	
12 規則で定める事業の執行に係る行為	
13 その他市長が景観審議会の意見を聴いて、良好な景観形成に支障を及ぼさないと認める行為	